

第3回任意合併協議会の内容

日 時	平成15年12月25日(木) 午後2時
場 所	渋川プリオパレス
出席委員	47名

今回の会議では、「財産の取扱いに関すること」「慣行の取扱いに関すること」「組織及び機構に関すること」の3件が協議され、いずれも原案どおり承認されました。

□報告事項

報告第12号 平成15年度例規調製業務委託契約の締結について
 新設合併の場合、6市町村の条例等がすべて失効するため、新たな条例等の整備が必要になります。現在の例規の把握と新市例規原案の調製を委託契約しました。

報告第13号 住民意識調査実施要項
 新市建設計画策定のため、アンケート調査を実施します。

□協議事項

議案第10号 協議項目11「財産の取扱いに関すること」
 調整方針 各市町村の所有する財産、公の施設及び債務は、全て新市に引き継ぐものとする。

議案第11号 協議項目12「慣行の取扱いに関すること」
 調整方針 新市の市章、市の花・木・鳥、市の歌については、新市において新たに定める。
 新市の市民憲章、都市宣言、キャッチフレーズ、キャラクターマークについては、新市において調整する。

議案第12号 協議項目13「組織及び機構に関すること」
 調整方針

- 1 新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
- 2 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- 3 住民の声が適正に反映できる組織・機構とする。
- 4 新市の組織・機構については、今後、定める「新市における組織・機構の整備方針」に基づいて整備する。



財産の取扱い

市町村が所有する財産には、正の財産（土地や建物、現金、有価証券など）と負の財産（起債の未償還残高や債務負担行為など）があります。

合併に際しては、新たな市がすべての財産を引き継ぐことになります。



財産の主なもの（H15. 3. 31現在）

(1)土地や建物……庁舎や市民会館、学校、公園、山林等、市町村が所有するすべての土地と建物です。 (単位：㎡)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
土地	2,132,495	1,929,002	1,897,561	1,350,232	4,052,218	329,372	11,690,880
建物	151,753	28,144	21,420	44,399	52,220	38,379	336,315

(2)有価証券や物品等……市町村が所有する株式や出資したことによる権利、自動車などの物品です。 (単位：千円)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
有価証券	66,267	53,430	—	7,500	—	—	127,197
出資による権利	556,580	71,076	49,885	113,693	133,229	100,125	1,024,588
自動車や消防車	157台	54台	38台	67台	57台	57台	430台

(3)基金……基金には、年度間の財源を調整するための財政調整基金、借金の返済に充てるための減債基金、福祉や商工振興など特定の目的のために使われる特定目的基金があります。 (単位：千円)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合 計
財政調整基金	987,066	324,785	313,699	301,406	605,718	231,738	2,764,412
減債基金	140,081	43,038	23,008	60,078	118,056	15,247	399,508
特定目的基金	2,900,617	671,695	1,393,674	862,864	1,919,977	281,782	8,030,609
合 計	4,027,764	1,039,518	1,730,381	1,224,348	2,643,751	528,767	11,194,529